



平成30年7月6日

目黒区長 青木 英二 宛て

目黒区公契約審議会

会長 遠藤 幸子

平成30年6月12日付目総契第3412号により諮問のあった平成30年度労働報酬下限額について、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分に尊重し反映されることを要望します。

記

1 適用する「公共工事設計労務単価」の年度について

労働報酬下限額を決定するに当たり適用する公共工事設計労務単価の年度については、当年度の公共工事設計労務単価を基に算出することが妥当である。

2 工事請負契約（目黒区公契約条例第7条第2項第1号）に定める契約に係る

平成30年度労働報酬下限額

（1）熟練労働者・一人親方

平成30年度の東京都における公共工事設計労務単価を8で徐して得た額（1円未満の端数がある場合は切り上げる。）に100分の90を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合は切り上げる。）が妥当である。

また、公共工事設計労務単価が設定されない業種で、かつ東京都の参考値が示されていない“屋根ふき工”における平成30年度労働報酬下限額設定については、職種“大工”の設計労務単価を8で徐して得た額（1円未満の端数がある場合は切り上げる。）に100分の90を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合は切り上げる。）が妥当である。

(2) 熟練労働者以外の者

平成30年度の東京都における公共工事設計労務単価における職種“軽作業員”の設計労務単価を8で徐して得た額(1円未満の端数がある場合は切り上げる。)に100分の70を乗じて得た額(1円未満の端数がある場合は切り上げる。)が妥当である。(1時間当たり1,270円)

3 業務委託契約及び協定(目黒区公契約条例第7条第2項第2号)に定める契約に係る平成30年度労働報酬下限額

目黒区臨時職員賃金の単価賃金を基本に、東京都の最低賃金及び都内他自治体の設定額を勘案して得た額が妥当である。(1時間当たり1,010円)

4 意見

別紙のとおり。

以 上

【 意 見 】

(1) 公契約条例の運用に当たり、以下の点について要望する。

目黒区公契約審議会については、各委員の意見反映はもとより、実質的な審議が行われるよう、同審議会を年間3回以上開催し、また、委員に対し、素案等について十分な期間を設けて事前にレクチャーを行うなど、丁寧に進められたい。

(2) 今後の課題として、以下の点について要望する。

ア 条例の目的にあるとおり、優れた人材を確保できる環境の整備、区民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与することとしているので、目黒区で生活できる賃金を基に算出されたい。具体的には、区の正規職員の高卒初任給を基礎とすることを検討されたい。

イ 工事請負契約に係る熟練労働者以外の者における労働報酬下限額について、設計労務単価における軽作業員の定義・作業内容に手元等、補助的作業者が分類されているが、大工や各専門職の見習いについては熟練労働者以外の者に組み入れず、別項目を設けることを検討されたい。

ウ 工事請負契約における条例の適用範囲について、予定価格5,000万円以上とあるのを、予定価格1億円以上とすることを検討されたい。

エ 業務委託契約・指定管理協定の下限額設定について、目黒区臨時職員賃金額を踏まえ、1時間当たり1,080円以上とすること。また、交通費別途支給実費1,000円以上とすることを検討されたい。

オ 業務委託契約・指定管理協定に係る労働報酬下限額に算定方法については、改めて検討されたい。